

医療従事者免許を申請される皆様へ

医療従事者の新規免許申請については、合格発表日以後、受付会場が大変混雑することが予想されます。

つきましては、円滑な免許受付を行なうため、厚生労働省から配布されている「免許申請にかかる留意事項について」及び申請書裏面等を熟読の上、以下の事項に御注意願います。なお、不備や誤りがある場合、免許の登録が遅れる場合がありますので御注意ください。

1 申請書類について

申請には次の書類が必要です。注意点には、よくある不備を記載していますので、御確認をお願いいたします。

| 書類名 | 注意点 |
|------------------|---|
| 免許申請書 | <ul style="list-style-type: none"> ○記入が必要な欄は、全て楷書で丁寧に記入すること。 ○収入印紙は、9千円分必要であること。 ○住所欄については、京都府内の住所が記載されていること。 (他府県にお住まいの方はその管轄の都道府県庁または保健所で申請してください。) ○罰金刑以上の刑に処せられたことがある場合は、追加書類が必要になること。 ○書き損じ等により新たな申請用紙が必要な場合、厚生労働省のホームページからダウンロードして使用すること。 ○インクまたはボールペンで記入すること(消えるボールペンは使用不可)。 |
| 診断書 | <ul style="list-style-type: none"> ○記入が必要な欄は全て記入されていること。 ○氏名欄は、戸籍抄本(謄本)(外国籍の方は住民票等)の氏名と一致していること。 ○年齢欄は、診断日の年齢が記入されていること。 ○診断医師の診療科が記入されていること。 ○診断医師の自筆による署名又は氏名について記名押印されていること。(医師の個人印不要) ○有効期限内(1ヶ月以内)であること。(例)2月20日診断→3月19日期限 |
| 戸籍抄本(謄本) | <ul style="list-style-type: none"> ○有効期限内(6ヶ月以内)であること。(例)9月20日発行→3月19日期限 ○複数枚にわたる場合は、全てを添付すること。 ○外国籍の方は、その在留資格に基づき、適切な書類を添付すること。 ○旧姓併記を希望する場合は、氏名の変更経過が確認できる戸籍を添付すること。 ○出願後に本籍地または氏名の変更がない場合もしくは免許証に旧姓併記を希望しない場合は、戸籍に代えて住民票の添付が可能であるが、その場合は本籍地の記載があり、かつマイナンバーの記載がないものを添付すること。 |
| 登録済証明書 ※希望者のみ | <ul style="list-style-type: none"> ○63円切手を貼付、表面に送付先を記入すること。 ○裏面については、氏名のみ記載すること。 ○速達を希望する場合は、合計で260円分の切手等を貼付すること。 ○診断書裏面の右上にクリップ留めすること。 ○紛失等した場合は、63円の官製ハガキを添付すること。その場合は、表面に送付先を記入し、裏面は白紙にしておくこと。 |